

# 二以上の事業者による産業廃棄物の 処理に係る特例認定申請の手引き

(令和3年5月)

青森市 環境部 廃棄物対策課

# 目 次

○二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請をされる方へ	
認定申請について .....	2
申請受付場所 .....	2
申請書類の提出部数 .....	2
手数料 .....	2
認定基準 .....	2
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の	
申請提出書類一覧チェック表 .....	4
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請の手引き .....	7
二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の	
変更申請の手引き .....	16

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請をされる方へ

## 1 認定申請について

- (1) 申請は予約制となります、事前に電話などで申請日時の予約をお願いします。
- (2) 郵送による申請は受付しておりませんので、申請される方が申請書類をご持参下さい。
- (3) 申請に必要な書類は「提出書類一覧」をご覧ください。
- (4) 申請書の様式は「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書」または、青森市ホームページ内、「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請関係様式集」をご利用下さい。  
(インターネットで「青森市 特例認定申請」で検索してください。)
- (5) 申請書が受理されてから認定されるまでの期間は収集運搬業の認定で概ね30日、処分業の認定で概ね40日（いずれも閉庁日等を除きます。）となります。
- (6) 提出いただいた申請書類は、提出時に事前審査を行います。その際、追加資料の提出をお願いすることがあります。また、後日、事業場への立入調査を行う場合があります。

## 2 申請受付場所

青森市 環境部 廃棄物対策課 (青森市役所駅前庁舎3階)

〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号

TEL 017-718-1086 FAX 017-718-1166

## 3 申請書類の提出部数

申請書は、正本1部を **A4版ファイル** に綴り提出してください。

なお、これとは別に申請者保管用として控え1部を作成してください。

## 4 手数料

手数料は、市が発行する納入通知書により、青森市指定金融機関へ納入して頂きます。

納入が確認できたあとで許可申請書を受理します。

	新規	変更
一体的処理の認定申請	147,000円	134,000円

## 5 認定基準

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定にあたっては、次の基準を満たすことが必要となり、申請の際には、これらの確認をするための書類を提出いただくことになります。

- (1) 二以上の事業者の一体的な経営の基準（規第8条の38の2）

二以上の事業者のいずれか一の事業者（親法人）が該当二以上の事業者のうち他の事業者（子法人）の全てについて、次のいずれかに該当すること。

- ① 当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価

額の総額を保有している。

② 次のいずれにも該当する。

・当該二以上の事業者のうち他の事業者の発行済株式、出資口数の総数又は出資価額の3分の2以上を保有していること。

・当該二以上の事業者のうち他の事業者に対し、業務を執行する役員を出向させていること。

・当該二以上の事業者のうち他の事業者は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物の適正処理を行ってきたこと。

(2) 収集、運搬又は処分を行う事業者の基準（規第8条の38の3）

・認定グループ内の産廃処理について計画を有しており、処理を担う者の役割・責任の範囲が明確であること。

・認定グループ外の廃棄物の処理も行う場合は、区別して行うこと。

・認定グループ外の者に当該産業廃棄物の処理を委託する場合は、共同して、委託を行うとともに、マニフェストを交付すること。（※委託基準違反、マニフェスト虚偽記載などの罰則の可能性）

・知識及び技能を有すること。

・経理的基礎を有すること。

・欠格要件等に該当しないこと。

・基準に適合する施設を有すること。

・その他環境大臣が定める基準に適合していること。

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の  
申請提出書類一覧チェック表

申請書	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書 (様式第五号の二)	
別紙	(その1) 1 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の概要 2 最終処分が終了するまでの一連の処理工程	
	(その2-1) 3 収集運搬を行う場合、運搬施設の概要等 (1) 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類及び運搬量等	
	(その2-2) (2) 運搬施設の概要等	
	(その3) 4 処分施設の概要	
	(その4) 5 積替施設又は保管施設の概要	
	(その5) 6 産業廃棄物を生ずる事業場(排出事業場)の概要 7 収集、運搬又は処分の具体的な計画 (1) 収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類ごとの1年間の数量	
	(その6) (2) 当該申請に係る産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物(再生品を除く)の種類、性状及び処理方法ごとの1年間の数量 (3) 再生品の種類ごとの1年間の数量 (4) 熱回収により得ようとする1年間の熱量	
	(その7) 8 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制 9 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあっては、当該産業廃棄物と区分して処理するため必要な措置の内容 10 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合は、受託者と締結する委託契約の内容及び当該受託者に交付する管理票に関する事項	
	(その8) 11 環境保全措置の概要	
	(その9) 運搬車両、船舶、重機等の写カラー写真	
	(その10) その他運搬容器等のカラー写真、図面	
	(その11) 役員・株主・政令使用人名簿	
	(その12) 申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法	
	(その13) 誓約書	
(その14) 申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分にかかわる従業員名簿		
添付書類	・収集運搬を行おうとする区域の都道府県知事等から受けた許可証及び認定書証の写し及び予定運搬先の区域の都道府県知事等から受けた処分業者の許可証及び認定証の写し	
	・定款又は寄附行為 <b>親法人及び全ての子法人</b>	
	・登記事項全部証明書(履歴事項全部証明書) <b>親法人及び全ての子法人</b>	
	・直前3年の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直前3年の法人税納税証明書（税務署で発行する証明書：その1）</li> </ul>	
	役員、使用人に関する書類① <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写し（本籍地記載のもの）</li> </ul>	
	役員、使用人に関する書類② <ul style="list-style-type: none"> <li>・「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書」又は「成年被後見人及び被保佐人に該当する旨の証明書」</li> </ul>	
	役員、使用人に関する書類③ <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の診断書 ※「成年被後見人及び被保佐人に該当する旨の証明書」を提出した場合</li> </ul>	
	申請者が未成年である場合、その法定代理人の上記①から③、法定代理人が法人の場合には法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）のほか、その役員に関する上記①から③の書類を添付。 ※③については「成年被後見人及び被保佐人に該当する旨の証明書」を提出した場合に限る。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会の終了証の写し、又は産業廃棄物処理業の許可証、又は産業廃棄物処理施設の設置許可証等</li> </ul>	
	業務を執行する役員の氏名及び住所並びに子法人に派遣されていることを示す書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣協定書、発令通知の写し等 <b>※申請に係る産業廃棄物の処理を行う全ての事業者</b></li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設設置許可証の写し（産業廃棄物処理施設である場合）</li> </ul> <b>※申請に係る産業廃棄物の処理を行う全ての事業者</b>	
収集運搬を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本社、子法人、事務所、事業場付近の見取図</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積替え保管施設の図面、面積等計算書、カラー写真</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他施設の図面、設計計算書、カラー写真等</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両車検証の写し</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重機の売買契約書、自主検査記録表の写し</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場、積替え保管場所の土地登記事項全部証明書（又は土地登記簿謄本）及び公図（又は地積測量図）</li> </ul> ※いずれも借用の場合は賃貸借（使用貸借）契約書等の写し	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶の船舶国籍証書の写し、船舶検査証書の写し及び船舶の登録事項証明書</li> </ul> ※借用の場合はこれらに加えて裸備船契約書又は定期備船契約書の写し等	
処分を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本社、事務所、事業場付近の見取図</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場内配置図</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間処理施設の図面、処理能力計算書、仕様書、カラー写真</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分場の図面、面積及び容量算出表、写真、周囲の地形図、地質調査書</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管施設の図面、面積等計算書、カラー写真</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他施設の図面、設計計算書、カラー写真等</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の保管施設、中間処理施設及び最終処分場の設置場所の土地登記事項全部証明書（又は土地登記簿謄本）及び公図（又は地積測量図）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間処理施設の売買契約書の写し</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分場の建設工事完了引渡証明書又は売買契約書の写し</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の車検証の写し</li> </ul>		

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重機の売買契約書、自主検査記録表の写し</li> <li>※いずれも借用の場合は賃貸借（使用貸借）契約書の写し</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間処理施設、最終処分場の設置（変更、譲受け、仮受け）許可証の写し</li> </ul>	
当該二以上の事業のうち他の事業者は、かつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物を適正に処理していたことを証する書類（定款又は寄附行為及び登記事項証明書を除く。） <b>※申請に係る産業廃棄物の処理を行う全ての事業者</b>		

公的機関が発行する書類（登記事項証明書、納税証明書、住民票の写し等）及び医師の診断書等は、申請の前3か月以内に発行されたものとします。

なお、添付する写真はカラーとしてください。

※備考

- ・変更認定の場合、追加する事業に関係しない書類は省略できます。
- ・認定業者から、親法人や処理実施者を認定対象から外そうとする場合には、事業の全部廃止の届出の後、改めて新規の申請が必要となります。

[参考]

経理的基礎の判断に係る追加資料

直近3年間の平均損益※1	直前期の自己資本比率※2	追加資料※3
プラス	10%超	なし
〃	10%以下	なし
〃	マイナス（債務超過状態）	今後5ヶ年の収支計画書書
マイナス （直前期はプラス）	10%超	なし
〃	10%以下	今後5ヶ年の収支計画書
〃	マイナス（債務超過状態）	今後5ヶ年の収支計画書
マイナス （直前期がマイナス）	10%超	今後5ヶ年の収支計画書
〃	10%以下	今後5ヶ年の収支計画書
〃	マイナス（債務超過状態）	金融機関からの融資の状況を証明する書類又は中小企業診断士による診断書、 税理士又は公認会計士が作成した収支計画書

※1 平均損益は、損益計算書上の当期純利益の平均値とする。

※2 自己資本比率とは、貸借対照表上の純資産の額を、当該額と当該貸借対照表上の負債の額を合計額で除して得た値の百分率である。

※3 必要に応じて別途、追加で資料の提出を求めることがあります。

## 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請の手引き

### 申請書

#### 記載に当たっての注意事項

- ・法人の名称、住所及び代表者については、登記事項証明書に記載のとおり、省略せずに都道府県名から記載してください。
- ・個人（法定代理人、役員、5%以上の株主・出資者、政令で定める使用人を含む。）の氏名、本籍及び住所については、住民票の記載のとおり、省略せずに都道府県名から記載してください。

#### 【第1面】

##### 1 申請年月日

申請書を提出し、受理された時点で記載すること。

##### 2 申請者住所、名称、代表者氏名及び電話番号

当該二以上の事業者の住所、名称、代表者氏名及び電話番号を記載すること。

登記事項証明書に記載のとおり記載すること。

##### 3 申請に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類

収集、運搬及び処分を行う（特別管理）産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。）を記載すること。

##### 4 申請に係る収集、運搬及び処分の範囲

###### ア 収集、運搬をする場合

取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。）及び積替え又は保管の有無を記載すること。

###### イ 処分をする場合

処分方法（焼却、脱水等）ごとに区分して取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。）を記載すること。

##### 5 申請に係る収集、運搬及び処分を行う区域

既に有している又は申請中の（特別管理）産業廃棄物処理業の許可及び一体的処理の認定について、他の都道府県等の分も含め全てを記載すること。（既に許可等を保有している場合は許可又は認定の番号、申請中の場合は申請年月日及び申請に係る許可又は認定の区分を記載すること。）

## 【第2面】

### 1 統括して管理する事業者の名称

名称は、商業登記法による登記事項証明書に記載のとおり、省略せずに記載すること。

### 2 収集、運搬又は処分を行う事業者の名称

名称は、商業登記法による登記事項証明書に記載のとおり、省略せずに記載すること。

### 3 当該収集、運搬又は処分の用に供するすべての施設

#### ア 収集、運搬をする場合

積替え又は保管する場所の所在地を記載すること。

#### イ 処分をする場合

保管場所及び処分施設設置場所の所在地を記載すること。

### 4 申請者のうちいずれか一の事業者（統括して管理する事業者（以下「親法人」という。）が保有する他の全ての事業者（以下「子法人」という。）の議決権保有割合

親法人及び子法人の名称は、商業登記法による登記事項証明書に記載のとおり、省略せずに記載すること。

親法人が保有する子法人の議決権の数を当該子法人の株主の議決権の数で除して得た割合を記載すること。

### 5 統括して管理する事業者の役員又は職員の派遣状況

該当する者の生年月日、役員名（呼称）、派遣先、派遣先の役員名（呼称）、氏名、本籍、住所及び、派遣先住所を記載すること。

## 【第3面】

### 1 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資口数若しくは出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

(1) 発行済株式の総数又は出資の額を記載すること。

(2) 該当する者の氏名（法人にあっては名称）、生年月日、保有する株式の数又は出資の金額並びにその割合、本籍、住所を記載すること。（該当する者が法人の場合、生年月日及び本籍の記載は不要）

### 2 連絡先

本申請に係る担当者の連絡先として、法人の名称、部署名、住所、担当者氏名、電話番号を記載すること。

**事業計画の概要を記載した書類**

**1 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の概要**

(特別管理) 産業廃棄物の収集、運搬又は処分についての全体的な事業計画の概要 (認定を申請した理由、どのような産業廃棄物を取り扱うか等) について記載すること。

**2 最終処分場が終了するまでの一連の処理行程**

排出から最終処が完了するまでの行程について、廃棄物の種類ごと、行程ごとに記載すること。(行程が同一の場合は、廃棄物の種類をまとめて記載可。)

**3 収集運搬を行う場合、運搬施設の概要等 (その2-1)**

(1) 取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類及び運搬量等

廃棄物の種類ごとに記載すること。

① (特別管理) 産業廃棄物の種類

当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨も記載すること。

② 運搬量

一月あたりの運搬する廃棄物の重量又は体積を記載すること。

③ 性状

寸法・形状、含水率、油分、腐敗物の含有率及び pH 等の廃棄物の性状について記載すること。

④ 排出事業場の名称及び所在地

排出事業場を1以上記載すること。

⑤ 積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地

積替え又は保管を行う場所の所在地を記載すること。

⑥ 予定運搬先の名称及び所在地

処分場の名称及びその所在地を1以上記載すること。

⑦ 収集運搬を行おうとする区域の都道府県知事等から受けた (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業の許可又は認定、予定運搬先の区域の都道府県知事等から処分業者の (特別管理) 産業廃棄物処分業の許可又は認定を受けている場合には、許可証又は認定書の写しを添付すること。

(2) 運搬施設の概要 (その2-2)

① 運搬車両一覧

駐車場別に、運搬車両、重機等について1台ごとに記載すること。なお、車両等を借用する場合は、「備考」欄に「借用」と明記すること

② その他の運搬施設の概要

運搬容器等 (容器、かご、袋、シート、ネット等) について記載すること。

#### 4 処分施設の概要（その3）

処分施設ごとに以下の項目を記載すること。

##### (1) 処分施設の種類

###### ア 中間処理施設の場合

廃プラスチック類の焼却施設、汚泥の脱水施設等と記載すること。同一施設が複数ある場合は、区別できるよう名称、型式等を括弧書きで記載すること。

また、産業廃棄物処理施設設置（変更、譲受け、仮受け）許可を受けている施設の場合、この欄に許可年月日及び許可番号を併記すること。（産業廃棄物処理施設設置許可証の写しを添付）

###### イ 最終処分場の場合

安定型最終処分場、管理型最終処分場等の別を記載すること。

また、産業廃棄物処理施設設置（変更、譲受け、仮受け）許可を受けている最終処分場の場合、この欄に許可年月日及び許可番号を併記すること。（産業廃棄物処理施設設置許可証の写しを添付）

##### (2) 設置場所

処理施設の設置場所の所在地（移動式の施設の場合は駐機場の所在地）を記載すること。（所在地については、土地の登記事項証明書に記載されている地番を記載すること。）

##### (3) 設置年月日

処置施設を設置（竣工・取得・入手）した年月日を記載すること。

##### (4) 処理能力

###### ア 中間処理施設の場合

当該施設の公称能力（一日の使用時間が8時間未満の場合は8時間に処理できる能力）を記載すること。また、設置許可を有する施設は1時間当たりの能力も記載させること。

###### イ 最終処分場の場合

当該施設の面積及び埋立容量（設置当初又は変更を行った場合は変更後の面積及び容量）を記載すること。

##### (5) 廃棄物の種類

処理する廃棄物の種類を記載すること。（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。）

##### (6) 処分施設の処理方式及び設備の概要

###### ア 中間処理施設の場合

処理方式（例えば焼却施設にあつてはガス化燃焼方式、脱水施設にあつてはフィルタープレス方式等）、構造及び設備の概要を記載すること。

###### イ 最終処分場の場合

最終処分場の構造や設備の概要及び放流水の水質等について記載すること。

##### (7) 環境保全設備の概要

排煙処理施設、排水処理施設その他環境保全設備について記載すること。

## 5 積替施設又は保管施設の概要（その4）

積替え又は保管を行う施設の所在地ごとに以下の項目を記載すること。

### (1) 所在地

積替え又は保管を行う施設の設置場所の所在地（移動式の施設の場合は中期場所の所在地）を記載すること。（所在地については、土地の登記事項証明書に記載されている地番を記載すること。）

### (2) （特別管理）産業廃棄物の種類

積替え又は保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）

### (3) 保管場所の面積

積替え又は保管する産業廃棄物の保管場所の面積を記載すること。

### (4) 積替え又は保管するための保管量上限

積替え保管する廃棄物の量は、1日あたり平均搬出（予定）量の7日分以内とすること。

### (5) 保管高の上限

屋外において容器を用いずに保管する場合は、積み上げることができる高さ（保管基準に適合する高さのうち最大の高さ）

※当該施設の平面図、立面図、断面図、構造図、保管量等計算書及び当該施設の付近見取図並びにカラー写真を添付すること。

## 6 産業廃棄物を生ずる事業場（排出事業場）の概要（その5）

当該申請に係る産業廃棄物を生ずる事業場について、法人名、事業場名称、所在地を記載すること。

## 7 収集、運搬又は処分の具体的な計画

(1) 収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類ごとの1年間の数量について記載すること。

(2) 産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く）の種類、性状及び処理方法ごとの1年間の数量を記載すること。

(3) 再生品の種類ごとの1年間の数量を記載すること。

(4) 熱回収を行う場合にあつては、熱回収により得ようとする1年間の熱量を記載すること。

## 8 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制（その7）

統括して管理する法人名、担当部署を記載した体制図を記載すること。

## 9 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の産業廃棄物の処理を行う場合にあっては、当該産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置の内容（その7）

処分前の保管場所、収集・運搬の方法、処分施設の使用方法、処分後の保管方法等について記載すること。

**10 産業廃棄物収集、運搬又は処分を当該二以上の事業者以外の者に委託する場合にあっては、受託者と締結する委託契約内容及び当該受託者に交付する管理票に関する事項（その7）**

受託者と締結する委託契約内容については、委託契約書（案）を作成し添付すること。  
管理票交付者となる法人と担当部署を記載すること。（当該申請に係る支店、工場、事業場等の名称及び担当部署も記載。）

**11 環境保全措置の概要（その8）**

廃棄物の種類ごとに、騒音、振動、悪臭、飛散、流出、衛生害虫、及び積替え又は保管を行う場合は地下浸透等に対する環境保全措置を具体的に記載すること。

**ア 収集運搬を行う場合**

- ① 当該産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること
- ② 積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講じた施設であること

**イ 処分を行う場合**

- ① 当該産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設を有すること
- ② 産業廃棄物処理施設である場合は、産業廃棄物処理施設設置許可を受けたものであること  
※設置許可証を添付すること
- ③ 保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講じた施設であること

**事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類**

- (1) 本社（申請者の住所）、事務所、事業場付近の見取図（駐車場等の位置がわかるように作成すること）を添付すること。
- (2) 自動車、重機及び船舶については、カラー写真を添付すること。（その9）  
※申請の前3か月以内に撮影したもの。以下同様
- (3) その他の運搬施設、運搬容器等を用いる場合は、その構造を明らかにするカラー写真（その10）図面（\*）を添付すること。
- (4) 積替え又は保管施設がある場合は、当該施設の図面（\*）、面積等計算書、カラー写真等を添付すること。
- (5) その他の事業用施設がある場合は、当該施設の図面（\*）、設計計算書、カラー写真等を添付すること。

\*図面とは、施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに当該施設付近の見取図のこと。

なお、事業場を設置する際には、当該場所に係る他法令による規制の有無を十分確認し、所定の手続きを行ったうえで申請すること。（例えば、農地（地目：田、畑）を駐車場とする場合等、あらかじめ農地転用の手続が必要。）

**事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類**

- (1) 自動車の場合は、自動車検査証の写しを添付すること。
- (2) 重機の場合は、売買契約書又は自主検査記録表の写し等を添付すること。
- (3) 駐車場、積替え又は保管施設の設置場所の不動産登記法による土地の登記事項全部証明書（又は土地登記簿謄本）、公図（又は地積測量図）を添付すること。  
これら（1）から（3）で借用の場合は賃貸借（使用貸借）契約書等の写しを添付すること。なお、緑ナンバーの運搬車両を貸借する場合、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に基づく手続きの必要性について、地方運輸局又は運輸支局に確認すること。
- (4) 船舶の場合は、船舶国籍証書の写し、船舶検査証書の写し及び船舶の登録事項証明書を添付すること。  
備船の場合は、これらに加えて裸備船契約書又は定期備船契約書の写しを添付すること。定期備船契約による場合は、付帯契約として、次の条文を入れた産業廃棄物の海上運搬を行うための契約又は覚書等がなされていること。
  - ・ 船主は本船の船長及び乗組員に対する雇用契約に基づく指揮監督権を備船者に譲渡し、船長及び乗組員は海上運搬に係る備船者の指揮監督に服し、備船者の指定する産業廃棄物の海上運搬を行うこと。
  - ・ 海上運搬にかかる責任は、備船者が一切を負うこと。
  - ・ 船主は備船契約中、本契約以外の契約に応じないこと。

**技術的能力を説明する書類**

当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う事業者について、1～4のいずれかの書類を添付すること。

- 1 当該申請に係る産業廃棄物又はこれに類するものの処理実績を証明する書類
- 2 当該申請に係る産業廃棄物の処理に関連する講習会の受講実績

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の次の要件を満たす終了証の写しを添付すること。

- (1) 講習会の終了者は、次に掲げる者であること。
  - ア 法人の代表者
  - イ 申請に係る業務を行う役員
  - ウ 令第6条の10に規定する使用人

- (2) 申請に必要な講習会

認定	産 廃	産 廃	特 管	特 管
終了証	収 運	処 分	収 運	処 分
産廃収運新規・更新課程	○	×	×	×
産廃処分新規・更新課程	×	○	×	×
特管収運新規・更新課程	○	×	○	×
特管処分新規・更新課程	×	○	×	○

（産廃：産業廃棄物                      特管：特別管理産業廃棄物）

なお、上記のほか、PCB を含む廃棄物の収集運搬に係る申請の場合は、収集運搬の実務に直接従事する者に係る公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」の終了証の写しを添付すること。

3 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可証の写し

4 産業廃棄物処理施設の設置許可証の写し

#### 申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の開始に要する資金の総額及びその資金調達方法を記載した書類（その 12）

1 事業の開始に当たり要した資金の総額及びその資金の調達方法を区分ごとに記載すること。

2 内訳欄に記載されていない事項については、事業計画に応じ適宜項目を追加・変更し、記載すること。

3 既に他の都道府県等で収集運搬を行っていることや、既に使用又は設置している施設を用いること等により、事業の開始に際して新たな資金を必要としない場合は、その旨を記載すること。

#### 経理的基礎に関する事項

以下の 1 及び 2 の書類を添付すること。

なお、法人新規設立等の理由から、以下の 1、2 の書類を添付できない場合は、今 5 か年の事業収支計画書（様式任意）を添付すること。

1 直前 3 年の貸借対照表、損益計算書（製造原価、売上原価の内訳並びに販売費及び一般管理費の明細を記載した書類を含む。）、株主資本等変動計算書及び個別注記表を添付すること。

2 直前 3 年の法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写し、確定申告書の別表（別表 1、2、4 及び 16 に限る。）の写し等の関係書類及び法人税納税証明書（その 1 納税額等証用））を添付すること。

#### 誓約書（その 13）

申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号イからニまで及びへのいずれにも該当しない者であること並びに規則第 8 条の 38 の 3 第 8 号に適合する者であることを誓約する書面。

法定の欠格要件に該当しないことを確認のうえ、法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

#### 申請者等に関する書類

1 全ての事業者について、法人の定款又は寄附行為（原本の写しであることが証明されたもの）を添付すること。

2 全ての事業者について、商業登記法による登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を添付すること。（親法人については、子法人がかつて同一の事業者であったことを証明できるもの。）

3 全ての子法人について、株主名簿（これに準ずるものを含む。）

4 産業廃棄物の処理を行う全ての事業者について、役員（監査役、相談、顧問等も含む。）及び令第 6 条の 10 に規定する使用人がある場合には、その者に係る以下の書類

- (1) 住民票の写し
- ・本籍が記載されたものであって個人番号の記載のない住民票の写し（国内に居住する外国人の場合も同様）
  - ・国外に居住する外国人の場合は旅券（パスポート）の写し又はこれに類する身元を証明する文書

- (2) 「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」又は「成年被後見人及び被保佐人に該当する旨の登記事項証明書」

注1 住民票は、本籍が記載されたものであって個人番号の記載のない住民票の写し（国内に居住する外国人の場合も同様。）。なお、国外に居住する外国人の場合は旅券（パスポート）の写し又はこれに類する身元を証明する文書

注2 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書とは、後見登記等に関する法律第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書である

- (3) 「成年被後見人等に該当する旨の登記事項証明書」を提出した役員等にあつては、「精神機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうか」を審査することができる医師の診断書、診断時に行った認知症に関する試験結果等（以下「医師の診断書等」という。）

5 産業廃棄物の処理を行う全ての事業者について、事業者が法第 14 条第 5 項第 2 号ハに規定する未成年である場合には、その法定代理人に関する上記 (1) から (3) の書類 ((3) については「成年被後見人等に該当する旨の登記事項証明書」を提出した場合に限る。以下同じ。) を添付すること。また、法定代理人が法人の場合には、法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）のほか、その役員に関する上記 (1) から (3) の書類を添付すること。

6 親法人の役員又は職員を子法人に派遣していることを示す書類

#### 従業員名簿（その 14）

当該申請に係る役員及び従業員の氏名、住所、生年月日、職名等を記載すること。講習会を受講し廃棄物の処理を行う事業者は、備考欄に講習会を終了した旨を記載すること。

#### 廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の収集運搬を行う場合

以下の書類を添付すること。

- 1 運搬容器の構造図
- 2 連絡設備等の概要を記載した書類
- 3 事故時における当該廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の飛散、流出又地下の浸透により生活環境の保全上の支障が生じないよう応急の措置を講ずるための設備又は器具の概要を記載した書類
- 4 業務に直接従事する者が十分な知識及び技能を有することを示す書類  
(PCB 廃棄物の収集運搬作業従事者講習会の終了証の写し)

公的機関が発行する書類（登記事項証明書、納税証明書、住民票の写し等）及び医師の診断書等は、申請の前 3 か月以内に発行されたものとします。

## 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の変更申請の手引き

### 申請書

#### 記載に当たっての注意事項

- ・法人の名称、住所及び代表者については、登記事項証明書に記載のとおり、省略せずに都道府県名から記載してください。
- ・個人（法定代理人、役員、5%以上の株主・出資者、政令で定める使用人を含む。）の氏名、本籍及び住所については、住民票のとおり、省略せずに都道府県名から記載してください。

#### 【第1面】

##### 1 申請年月日

申請書を提出し、受理された時点で記載すること。

##### 2 申請者住所、名称、代表者氏名及び電話番号

当該二以上の事業者の住所、名称、代表者氏名及び電話番号を記載すること。  
登記事項証明書に記載のとおり記載すること。

##### 3 認定の年月日及び認定番号

認定書に記載されている認定年月日及び認定番号を記載すること。

##### 4 変更の内容

次ページの【変更の認定が必要な事項】のうち該当する変更の内容を記載し、別紙として、変更の項目の全体が把握できる新旧対照表を添付すること。

##### 5 変更の理由

変更の理由を記載すること。

##### 6 変更後の処理の開始予定年月日

変更後の処理を開始する予定年月日を記載すること。

#### 【第2面】

##### 7 連絡先

本申請に係る担当者の連絡先として、法人の名称、部署名、住所、担当者氏名、電話番号を記載すること。

## 添付書類

認定申請に係る添付書類のうち、変更の内容に係る書類を添付すること。

### 【変更の認定が必要な事項】

<p><b>規則第8条の38の7第1号</b></p> <p>親法人が保有する子法人の議決権保有割合に関する事項 (子法人の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の3分の2以上に相当する数又は額の株式又は出資を保有していることに該当しないこととなる場合に限る。)</p>
<p><b>同条第2号</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 当該申請に係る産業廃棄物の処理を統括して管理する事業者の名称</li><li>2 当該申請に係る産業廃棄物の処理を行う事業者の名称</li><li>3 当該申請に係る産業廃棄物の処理の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。)</li><li>4 親法人が子法人の発行済株式の総数、出資口数の総額又は出資価額の総数を保有していない場合であって、親法人がその役員又は職員を子法人の業務を執行する役員として派遣している状況</li></ol>
<p><b>同条第3号</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 当該申請に係る処理を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)</li><li>2 当該申請に係る処理の範囲</li><li>3 当該申請に係る産業廃棄物の処理を行う区域</li></ol>
<p><b>同条第4号</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 認定を受けた事業者が行う当該申請に係る産業廃棄物の処理内容</li><li>2 当該申請に係る産業廃棄物の処分に伴い生ずる廃棄物（再生品を除く。）の種類及び性状</li><li>3 収集又は運搬を行う場合は、当該収集又は運搬の用に供する施設の種類</li><li>4 処分を行う場合は、当該処分の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力並びに処理方式（最終処分場の場合は、埋立地の面積及び埋立容量。）、構造及び設備の概要</li><li>5 積替え又は保管を行う場合は、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項<ol style="list-style-type: none"><li>① 所在地</li><li>② 面積</li><li>③ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（藤賀産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)</li></ol></li><li>6 当該申請に係る産業廃棄物の処理を統括して管理する体制</li></ol>